

	感染症の種類 (学校保健安全法施行規則 18 条)	出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則 19 条)
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブル病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 中東呼吸器症候群 (MERS) 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した日を 0 日として 5 日間が経過し、且つ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した日を 0 日として 5 日間が経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで